

よくある質問

Q1…公共的団体について「団体を所管する」基準とはなにか。

A1…「担当課が事務局となっている」「課と団体間で何らかの協力体制を取っている」等が例に挙げられます。基準を満たしているかどうかは、原則、所管課での判断をもって決定します。初めて利用する団体の場合は確認の手続をいたしますが、公共的団体として公用バスを利用できると認められた場合は、以降確認作業を不要とします。

Q2…宿泊で利用することは可能か？

A2…可能です。ただし、走行距離や道路状況などで内容変更または貸出ができない場合があります。
【例：積雪や道路幅が狭いなどで通行が困難な道がある等】

Q3…運行内容が変更になる場合とは？

A3…以下の内容が主な例です。

- ・目的地までの移動時間が明らかに不足している場合
 - ・確保している駐車場がバスを駐車できない場合
 - ・積雪や道路幅が狭いなどで通行が困難な道がある場合
- ※その他、状況に応じて変更をお願いする場合があります。

Q4…バス利用当日に雨が降ってしまった、または予想される場合、運行内容を変更・中止することは可能か？

A4…可能です。ただし、それぞれ以下の対応をしてください。
【変更の場合】
申請時に雨天時の運行内容に変更があるかどうかを事前に確認させていただきます。その場合、通常・雨天の2パターンの行程表を提出してください。
【中止の場合】
バス利用の前日までに管財課へ中止の連絡をしてください。

Q5…公用バスの利用回数の基準を教えてください。

A5…年度内2回までです。回数の基準は以下の内容をご確認ください。

5月1日 8時30分～17時の期間利用した	1回
5月1日 8時30分～12時(午前)の期間利用した	
5月1日 12時～17時(午後)の期間利用した	
5月2日～3日 8時30分～17時の期間利用した ※1日ごとに市役所車庫へ返却	2回
5月2日～3日 8時30分～17時の期間利用した ※バスは市役所には戻らず宿泊先へ駐車	

Q6…利用時間外にバスを利用したい。

A6…原則、利用時間内で申請していただきますが、協議の上、運行が可能だと判断した場合は利用を許可いたします。
ただし、バスの利用時間(8時間30分)を超過しないよう以下の内容で利用をする必要があります。
※以下の例は小美玉市役所本庁舎出発～到着の時間です。

18時まで利用したい	9時30分～18時00分
8時から利用したい	8時00分～16時30分

※利用時間外にバスを希望される場合は、必ず事前に管財課へご相談ください。

Q7…燃料代の支払い方法について教えてほしい。

A7…バスの予約時に支払い方法を確認します。
宿泊等での条件がない限りは下記のような方法で給油します。

- ・当日または後日店舗での直接支払い
- ・請求書払い(予約時に請求書の送付先・宛名をお伝えください)

Q8…予約受付期間の考え方について教えてほしい。

A8…予約する日の3か月先の末日まで予約が可能です。
以下の早見表をご確認ください。 ○…利用可能 ×…利用不可

バス使用日 バス予約日	バス使用日					
	7月1日	7月31日	8月1日	8月31日	9月1日	9月30日
4月1日	○	○	×	×	×	×
4月30日	○	○	×	×	×	×
5月1日	○	○	○	○	×	×
5月31日	○	○	○	○	×	×

※空き状況のみを伝えることは可能です。

※同団体の複数日程の仮予約は原則受付しておりません。

Q9…提出物でその他必要になる書類とはどのようなものがあるか？

A9…駐車場の位置図が必要になるケースが多いです。
小美玉市内等、近辺の目的地は必要ないケースがほとんどですが、市外の目的地や市内で特殊な
駐車方法を希望する場合は駐車場の位置図を求める場合があります。

Q10…バス運転手の食事代は負担する必要はあるか？

A10…原則ありません。ただし、宿泊でバスを利用する場合はバス運転手の宿泊先の食事代を
用意していただきますようお願いいたします。

Q11…バス運転手の継続した運転時間や休憩はどれくらい確保・把握すればよいか？

A11…以下の内容に従ってください。

【連続運転時間】

・一般道路：4時間以内 ・高速道路：2時間以内

【休憩時間】

- ・運転開始後4時間以内または4時間経過直後に30分以上の休憩(一般道路)
- ・運転開始後2時間以内または2時間経過直後に30分以上の休憩(高速道路)
- ・休憩は1回の休憩時間が10分以上であれば分割も可能です。

Q12…ETCを利用することは可能か？

A12…可能です。ただし、ETCカードの貸出対応はしていませんので利用団体で用意していただく必要があります。
また、高速道路利用の利用証明等の発行手続等は管財課ではいたしかねます。

Q13…高速道路の車種区分は何に該当するか？

A13…以下の内容です。

- ・40人乗りバス…特大車
- ・27人乗りバス…中型車

Q14…車いすを利用する方は乗車が可能か？

A14…車いすごと座席部分に乗車することはできません。
ただし、バス乗車口から座席まで歩行での移動が可能な場合は乗車が可能です。
その場合は、車いすはバスの荷物入れに積んで運びます。

Q15…小美玉市スポーツ協会または小美玉市スポーツ少年団に所属している団体ですが利用は可能か？

A15…所管課の確認が取れば使用は可能です。ただし、娯楽・親睦会等の目的では使用できません。
また、所属をしていない場合でも県を代表する大会に参加する場合は使用は可能です。
ただし、大会要項等の関係資料を一緒に提出する必要があります。

Q16…公用バスの燃費は？

A16…以下の通りです。あくまでも目安です。道路状況等により変動する場合があります。

- ・40人乗りバス…約5km/ℓ
- ・27人乗りバス…約9km/ℓ